

陳 情 文 書 表	
陳 情 第 4 号	令和7年2月27日 受理
件 名	「地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案」の国会審議と成立を衆議院、参議院に求める意見書を国に提出することを求める陳情
陳 情 者	厚木市飯山3504番地1 タネと水を守る県央市民の会 共同代表 杉山 隆泰
付託委員会	環境教育常任委員会

《陳情の趣旨》

去年6月6日、ローカルフード法案（正式名称；地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案）が国会の参議院事務総長に提出されました。まだ審議に至らず、今後の臨時国会などで審議されるようです。

現在、日本の農業と食料における大きな問題の1つは、食料自給率が37%という低レベルであることです。

今後、世界各地の戦争、災害、気候異常等により世界的な食料難になる可能性もあり、その際、食物の運搬の困難や、現状の食料輸出国が自国民を優先して食料輸出しなくなる可能性はあり、現にインドでは小麦のほかお米の輸出規制が始まったと聞きます。食料困難事態に備えるためには日本の食料自給率を上げることは食料に関する最優先課題と思います。

その中で種子の自給も進めていく必要があることは言うまでもありません。種子がなければ農業生産ができないことは説明不要な事実です。種子を輸入に頼っていた場合、種子輸入の停止や価格高騰で、農業生産が困難になることが想定されます。世界的な農業多国籍企業が営利のため種子の特許により、種子の独占と食料支配を進めているという世界的な現実があります。こうした事態を防ぐために、特許がなく地元の風土に合った日本の在来種（古来からある日本の種子）を守っていく必要があります。種子を守らなければ消えてしまう可能性があり、現にいくつもの種子が世界中で消滅してきました。また、多国籍企業の種子特許による食料支配を止めるには、日本の古来の種子を守り、その種子が在来種であることをきちんと証明できなければなりません。在来種の種

子を守ることが食料自給と食の安全の基礎と思います。

上記の、ローカルフード法案（地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案）が国会に提出されました。私は法案の成立を切に望みます。

さらに、ローカルフード法案ホームページではこの法案の成立により期待できる成果を以下のように主張をしています。

- 1 在来種を含む地域の種苗の確保。（今、地域から急速に失われようとしている在来種を含め、地域で重要な役割を果たしている多様な種や苗を守ります。）
- 2 地域の農家を守ります。（急速に農家の数が減っています。農業をやりたい人は実は増えています。地域の食を守る政策を作ることで地域の農家を守ることは可能です。）
- 3 安全な食の確保。（輸入に頼った農薬や化学肥料、添加物漬けの食品ではなく、地域や近郊で作られたより安全な食を確保します。）
- 4 学校給食を無償でオーガニックに。（子供たちの学校給食を無償化して、農薬や化学肥料への依存を可能な限り減らし、オーガニックを目指します。）
- 5 地域の食のシステムを再構築します。（学校だけではなく、地域のマーケット、レストランもより健康と環境によいものに！地域の経済にも貢献できます。）
- 6 気候変動や国際紛争を未然に防ぎます。（地域循環型の食のシステムを作ることで気候変動を抑え、資源をめぐる争いの必要のない世界を作る基礎ができます。）

私は以上の趣旨を同意し、食料危機に対応し、食料自給を進め、食の安全の基礎となるこの法律は、今後の食料、農業政策の基盤になるものだと私は信じて法案の成立を切望します。ぜひ、厚木市議会から衆議院、国会に向けてこの法案の審議と成立を希望する意見書の提出をお願いいたします。

《陳情の項目》

- 1 「地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の推進に関する法律案」の国会審議と成立を衆議院、参議院、内閣総理大臣、農林水産大臣に求める意見書を提出することを陳情いたします。